

【Minerva Family Club会員規約】

第1条(会員の権利)

1. 富士フイルム海老名MinervaAFCの活動を応援する人で、本規約に定められた手続きを経ることにより入会することができ、会員は一般社団法人海老名Minerva AFCが定めるサービスを利用することができます。
2. 入会申込者または会員が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団ならびにその関係団体)に所属する者、若しくは関係者であると当社が認めた場合には入会を拒否し、入会承諾を取り消すことができます。

第2条(入会申込)

1. 一般社団法人海老名Minerva AFCが別に定める年会費を所定の方法で納入し、所定の入会フローを経て必要事項を一般社団法人海老名Minerva AFC事務局(以下、「事務局」)に提出することで入会することができます。

第3条(資格有効期間)

1. 会員資格は、一般社団法人海老名Minerva AFCが入会申込書を受付け、年会費の入金を確認できた日から当該年度の3月31日まで有効とします。
2. 在会期間に満たない場合でも、年会費は一律となります。なお、年会費は理由の如何を問わず返還致しません。

第4条(会員資格の継続)

1. 会員資格の有効期限が満了するときは事務局から会員継続の案内をお知らせします。
2. 会員資格は一般社団法人海老名Minerva AFCの定める方法で会費のクレジットカード決済が確認されることで継続されるものとします。
3. 一度支払われた会費はいかなる場合でも返還されません。

第5条(個人情報取扱)

1. 会員より提供された個人情報は一般社団法人海老名Minerva AFCの活動情報の提供に使用することとし、それ以外の目的で本人の許諾を得ることなく第三者に開示することはいたしません。(法令等により開示を求められた場合を除く)

第6条(ファンクラブ会員の肖像権の使用)

1. 当法人がファンクラブ会員に対してイベント等の特典を提供する際、当該特典に参加するファンクラブ会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことができます。ファンクラブ会員はこれらの利用について異議を述べません。

第7条(資格喪失)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、一般社団法人海老名Minerva AFCが当該会員に事前に通知、及び勧告することなく資格を喪失することがあります。
(Ⅰ)退会届を提出したとき
(Ⅱ)本人の死亡、もしくは失踪宣告を受ける、又は一般社団法人海老名Minerva AFCが消滅したとき
(Ⅲ)除名されたとき

第8条(退会)

1. 会員は事務局に通知することで任意に退会することができます。退会は当該通知を事務局が受け取った日、または当該通知に指定された年月日に生じます。

2. 前項の規定により退会された場合、すでに支払い済みの会費などの返還を受けることはできません。また、退会したファンクラブ会員は、退会時に本会に係る各種ポイント及び諸権利等を失います。

第9条(規約の改正)

1. 本規約は予告なく変更することがあります。

第10条(譲渡等の禁止)

1. 会員は、会員番号、会員証、パスワード及びその他本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。